

## 報道各社御中 ← 環境省広報室

鳥取県で採取されたカモ類糞便における鳥インフルエンザ検査状況等及び  
東京都で回収された死亡野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等について  
(H26.11.27)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	島根県	安来市	渡り鳥糞便	11/3 採取			11/13 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/13 指定
2	東京都	江東区	ホシハジロ	11/13 回収	陰性	11/17 陽性	11/25 インフルエンザウイルスは検出されず	11/17 指定 11/25 18時解除
3	宮城県	栗原市	オオハクチョウ	11/19回収	陽性		11/27 インフルエンザウイルスは検出されず	11/19 指定 11/27 11時解除
4	千葉県	長生郡長柄町	カモ類糞便	11/18採取	陽性	11/20 陽性	11/22 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/20 指定
5	鳥取県	鳥取市	カモ類糞便	11/18採取			11/27 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/27 指定
6	東京都	大田区	ホシハジロ	11/26回収	陽性		確定検査機関に送付	11/27 指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

### 【No.5の案件について】

26日(水)、鳥取大学の独自調査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)であることが判明したカモ類の糞便1検体について、27日(木)、同大学において実施された検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)であることが判明しました。すでに高病原性であることが判明していることから、これによる対応の変更はありません。引き続き野鳥監視重点区域での監視を行うとともに、野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。

### 【No.6の案件について】

東京都により26日(水)に回収されたホシハジロの死亡個体1羽について、27日(木)に実施された簡易検査により、陽性と判明しました。27日、発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、監視を強化しております。27日、動物衛生研究所(確定検査機関)に確定検査のため検体を移送。

\*現時点では、簡易検査によりA型インフルエンザウイルス陽性が確認されたものであり、病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。

\*確定検査の結果、陰性となることもあります。



## 【参考：No.5の案件】

### 1 主な経緯等

#### (1) カモ類糞便の採取地点

鳥取県鳥取市

#### (2) 経緯

- ・ 11月26日22時、鳥取大学より、鳥取県において、大学で独自に行っている渡り鳥糞便調査（11月18日に採取）により、カモ類の糞便1検体から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨報告があった。
- ・ 27日、糞便採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

### 2 対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載）に基づき適切に対応。

## 【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。
- ・ 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。
  - ①日 程 11月28日（金）～30日（日）の予定
  - ②人 数 野鳥等調査の専門業者3名程度  
中国四国地方環境事務所及び鳥取県職員等が同行予定
  - ③主な調査内容 現地状況把握（鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無）、現地指導  
＊糞便調査は基本的に実施していない。環境省の鳥インフルエンザ対応マニュアルとのとおり、集団渡来地である場合等で環境省が必要と認めた場合に、今回は該当しないため。
  - ④現地取材 ※場所・時間は現在調整中※
  - ⑤調査結果速報 12月1日（月）環境省本省及び中国四国地方環境事務所で同時発表予定
  - ⑥各日の調査状況の問合せ先 中国四国地方環境事務所野生生物課  
086-223-1561 但し17時00分から  
18時00分まで
  - ⑦その他調査に関する問い合わせ先 090-7353-3080

## 【参考：No.6の案件】

### 1 主な経緯等

#### (1) 死亡野鳥の回収地点

東京都大田区（おおたく）



## (2) 経緯

- ・ホシハジロ1体の死体を回収（11月26日）。
- ・27日に実施された簡易検査で陽性と判明。
- ・同日、発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・同日、動物衛生研究所（確定検査機関）に確定検査のため検体を移送。

## 2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 環境省が、動物衛生研究所に依頼して高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施。検査結果判明まで数日から1週間程度かかる見込み。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザウイルスが確定した場合には、野鳥緊急調査チームを派遣。
- (4) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (5) 仮に高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載）に基づき適切に対応。

### 【留意事項】

- ・現時点では簡易検査によりA型インフルエンザウイルス陽性が確認されたもので、病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。
- ・確定検査の結果、陰性となることもあります。
- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・周辺地域のみならず国民の皆様におかれでは、死亡野鳥に素手で触らない他、野鳥のいる公園等に行った際は、靴で糞を踏まないよう十分注意するなど、「野鳥との接し方について」（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/20101204.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)）に十分留意されるようお願いします。

### 【取材について】

- ・現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)）

平成26年11月27日（木）

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企 画 官：堀内 洋 （内線6470）

鳥獣専門官：根上 泰子（内線6676）